

令和6年1月15日
物流・自動車局保障制度参事官室

障害福祉サービス事業所の人件費を支援 ～人手不足解消を目指した補助事業の公募開始～

国土交通省は、令和6年1月15日(月)より、自動車事故被害者の方が利用する障害福祉サービス事業所における人手不足の状況を解消し、必要とするサービスを十分に受けられる環境を整備するため、新たに雇い入れた職員に係る人件費への補助を行う、「令和5年度介護職員等緊急確保事業」の公募を開始します。

- 自動車事故による重度後遺障害者が、障害者支援施設又はグループホームでの生活を継続していくためには、それらの施設において、また、在宅での生活を継続していくためには重度訪問介護や居宅介護を提供する事業所において、適切に人材配置が行われ、必要なサービスを受けられることが必要です。
- 国土交通省では、これらの事業所での人手不足は深刻であることから、年度末にかけて人件費の補助を集中的に行うことで、自動車事故被害者の受入に十分な数の職員を確保し、安定してサービスを受けられる環境を整備することとしています。
- 下記のとおり公募を開始しますのでお知らせいたします。
(制度詳細は別紙参照)

記

1. 補助対象事業者
: 自動車事故による重度後遺障害者が利用している、または利用の予定がある
① 障害者支援施設、②グループホーム、③重度訪問介護または居宅介護事業所
2. 補助率: 定額(100%)
3. 対象経費
: 令和5年12月1日～令和6年3月31日間で新たに雇い入れた職員に係る当該期間における人件費
4. 公募期間
: 令和6年1月15日(月) ～ 令和6年3月1日(金)
5. 応募方法等
: 詳細はこちら(https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000615.html)

■制度に関する問い合わせ先

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 山本、福田、佐々木

電話: 03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通)

概要

- 自動車事故による重度後遺障害者が、障害者支援施設又はグループホームでの生活を継続していくためには、それらの施設において、また、在宅での生活を継続していくためには重度訪問介護や居宅介護を提供する事業所において、適切に人材配置が行われ、必要なサービスを受けられることが必要。
- 一方、これらの事業所での人手不足は深刻であることから、年度末にかけて人件費の補助を集中的に行うことで、自動車事故被害者の受入に十分な数の職員を確保し、安定してサービスを受けられる環境を整備するもの。

対象事業所	補助条件	対象期間	対象経費及び補助率
障害者支援施設	①自動車事故による重度後遺障害者1人以上に対して、障害福祉サービスを提供していること ②厚生労働省の定める各事業における人員配置基準を超えて人員を配置していること	令和5年12月1日から令和6年3月31日まで	当該補助対象事業が新規雇用した職員に係る対象期間内における人件費 補助率：定額(100%)
グループホーム			
居宅介護事業所 又は重度訪問介護事業所			

<補助対象範囲の具体的イメージ>

